

# 障害者雇用促進セミナーIN 佐原

平成 25 年 4 月障害者雇用促進法改正（障害者法定雇用率が 1.8%から 2.0%へ変更となります。これに伴い障害者を雇用しなければならない事業所の範囲が従業員 56 人以上から 50 人以上へと変わります）。

障害者雇用促進法改正に伴う改正内容についての説明会を開催いたします。また地域の障害者雇用の企業支援を行う体制についての説明及び実際の活用事例等についてもご紹介いたします。

目まぐるしく変わる法制度の中、障害者雇用の現状を知り、今後の貴社の雇用対策にご活用していただきたいと思っておりますので是非、ご参加ください。

日 程：平成 24 年 8 月 23 日（木）

午後 2 時～4 時まで（受付開始 1 時 4 0 分から）

場 所：ハローワーク佐原 2 階 会議室（〒287-0002 香取市北 1-3-2）

対象者：企業事業主、人事管理担当者、就労支援機関、福祉支援機関等

- ① 「障害者雇用促進法改正についての概要説明及び障害者雇用促進に係る制度・助成金活用について」及び「障害者雇用の現状、雇用促進について」

ハローワーク佐原 求人・特別援助部門  
雇用指導官 吉岡 / 上席職業指導官 水田

- ② 「障害者雇用支援体制について」

障害者就業・生活支援センター香取就業センター  
センター長 立花 / 就業支援担当 平野

- ③ 企業支援員（障害者雇用アドバイザー）事業について

障害者就業・生活支援センター東総就業センター  
企業支援員 伊東

- ④ 質疑・意見交換

お問合せ：佐原公共職業安定所（ハローワーク佐原）求人・特別援助部門  
電話番号：0478-55-1132（開庁時間：8:30～17:15（土日祝日除く））

主催：ハローワーク佐原 障害者就業・生活支援センター香取就業センター

後援：千葉労働局、香取市、香取ネットワーク、香取市地域自立支援協議会就労部会、社会福祉法人ロザリオの聖母会、香取障害者支援センター

（お申込みは裏面よりお願いいたします）

(送信表不用) FAX 番号 0478 (55) 1262

ハローワーク佐原 求人・特別援助部門 行

平成 24 年 8 月 23 日 障害者雇用促進セミナー in 佐原

申し込み締め切り 平成 24 年 8 月 8 日(水)まで

事業所名及び 機関名			
参加者氏名		役職	
参加者氏名		役職	
住所	〒		
連絡先			
E-MAIL			
事前の質問 など			

会場図↓

交通のご案内	<p>&lt;お願い&gt; 駐車場がせまいため、電車・バス等でおこしください。 JR「佐原駅」下車、右側の陸橋を渡り、線路沿いに直進し、佐原税務署隣、徒歩約 5 分。</p>
管轄区域	香取市、香取郡
案内図	<p>The map shows the location of the Haruwaoka office (highlighted in green) in Sashima. It is situated near the JR Sasahara Station, National Route 51, and various local landmarks such as the Police Station, Post Office, and several shops. The office is located on the right side of the map, near the station and the police station.</p>